



鳥取県公報

令和6年7月26日（金）
号外第65号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県漁業調整規則の一部を改正する規則（36）（漁業調整課）	3
-------	--------------------------------	---

公布された規則のあらまし

◇鳥取県漁業調整規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

漁業法の一部が改正され、衛星船位測定送信機の備付け命令の実効性を高めるための禁止事項が定められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 衛星船位測定送信機を船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該衛星船位測定送信機を常時作動させることの命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る衛星船位測定送信機の機能を損なう行為をしてはならないものとする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第36号

鳥取県漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(衛星船位測定送信機の備付け命令) 第53条 略 <u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害 その他の当該命令に係る衛星船位測定送信機の機能を 損なう行為をしてはならない。</u>	(衛星船位測定送信機の備付け命令) 第53条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。